

○議長（瀬之間康浩君）次に、いそべ尚哉君。

〔いそべ尚哉君登壇、拍手〕

○いそべ尚哉君 日本維新の会横浜市議員団のいそべ尚哉です。会派を代表し、本市会定例会に上程されている追加議案のうち市第158号議案、市第159号議案、市第160号議案及び市第164号議案に関連し、山中市長、城副市長に順次質問してまいります。

まず初めに、第158号の児童福祉施設、第159号の指定障害福祉サービスの事業等、第160号の指定介護老人福祉施設の3つの一部改正議案に関連し伺います。

これらの3件、条例等の一部改正議案は3年前も改正が行われており、前回の改正時からこれまでの進捗について確認をいたしますが、当時、本会議でのやり取りの中で、障害福祉サービスの現場でICTの活用推進を図るとの内容が含まれておりました。当時はコロナ禍における感染防止対策が求められる中で活用が進んでおり、行政の支援として令和2年度からテレワーク等導入支援事業やICT導入モデル事業を実施し質の高いサービスの提供や業務効率化を実践している事例等を事業所に向け発信していくなどの方針が示されていたかと思います。新型コロナウイルス感染症が第五類へと移行している中、障害福祉サービスをはじめそれぞれの福祉施設において業務効率化を進め負担を減らしつつサービスの質を担保していくため、今後もさらなるICTの活用推進を図ることを願いますけれども、そこで、施設におけるICT化の進捗状況について副市長に伺います。

また、前回3年前の改正時から第五類への移行に至るまで新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発令された時期もあって、該当する福祉現場の業務に関わった関係区局の皆様や現場で業務に従事された皆様にも大変御苦労があったかと思います。今回の改正案にそういった非常時の経験、課題等を踏まえた内容がどの程度反映されているかが気になるところで、今後願いたくありませんがこういった非常時の際、福祉サービスの質を低下させることのない業務体制を安定的に継続することが求められます。

そこで、改正案への新型コロナウイルス感染症対策に関わる内容の反映具合について副市長に伺います。

次に、それぞれの議案に関する質問に移ります。

市第158号議案横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について伺います。

今回の改正案が障害のある子供が支援を受ける環境に変化をもたらす可能性があるという点を踏まえ確認をいたします。

まず初めに、医療型児童発達支援と児童発達支援の一元化についてです。医療型児童発達支援は、上肢、下肢または体幹機能に障害があり、通常の児童発達支援に加えて理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援などが必要と認められた肢体不自由児が対象となる事業で、この事業を行う医療型児童発達支援センターの箇所数は福祉型児童発達支援センターと

比較して少なく、肢体不自由児だからといって必ずしも利用できるわけではなかったと聞いております。また、指定基準においては福祉型児童発達支援センターと比べ保育士等の配置人数が少なく、報酬上も定員区分ごとの報酬が設定されていないため定員に応じた保育士等の配置が難しく、乳幼児期において重要な遊びを通した様々な療育の発達支援が十分に行いにくいという指摘もあり、これらの課題を踏まえ、今回の児童発達支援の人員、設備基準の一元化によって地域での多様な障害児支援の体制整備が促進されると考えられます。

本市においては地域療育センターにおいてこれまでも児童発達支援に加えこの医療型児童発達支援を実施してきた経過がありましたが、そこで、医療型児童発達支援と児童発達支援の一元化により期待される効果について市長に伺います。

本市は全国に先駆け地域療育センターが地域に根差した支援に取り組んできたと認識をしております。障害のある子供、特に肢体不自由児が身近な地域で継続して支援を受けられるよう求めまして、次に、管理者の専従要件の緩和について確認をいたします。

今回の改正で事業所の管理者の専従要件が緩和されていますが、同じ敷地内の事業所でなくとも兼務が可能になるということは、人材に限りがある中、福祉人材の効率的な活用が進む一方で、緊急時に適切に対応されるのかなど、この変更によって福祉サービスの質にどのような影響を及ぼす可能性があるか、また、質の確保がどのように担保されるかは気になるところです。

そこで、管理者の専従要件緩和によるサービスの質への影響及び質の確保について副市長に伺います。

今回の条例改正により障害のある子供が身近な地域で生き生きと暮らしていける支援を継続できるよう求めまして、次の質問に移ります。

次に、市第159号議案横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正について伺います。

今回の改正により利用者に対して就労選択支援の創設など就労支援に関するサービスの充実が図られることと思います。この就労支援に関し現行事業の課題を踏まえ確認をいたしますが、本市の就労継続支援B型事業所の令和4年平均工賃の月額額は1万5795円となっており、各事業所の工賃実績にはまだまだ差があり課題は大きいと認識をしております。私のところにも就労継続支援B型事業所を利用されている障害のある方から、就労経験を積み訓練を重ねるものとはいえ工賃が低くモチベーションが上げづらいという意見も直接いただいております。また別の課題として、一度就労継続支援B型事業所などの利用を開始をすると、本人の希望や状況に応じて次のステップなどにつながる機会を持つことが少なく利用が固定化されやすい状況があるのではないかと捉えます。

改正により令和7年10月から就労選択支援が開始をされ、そうした課題の解決につながっていくことを大変期待しておりますが、そこで、障害者の就労選択支援が創設されるこ

とについての受け止めについて市長に伺います。

次に、第160号議案横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について伺います。

今回の改正内容として、介護現場における良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりを進めるべく、生産性の向上に資する取組の促進を図る目的でいわゆる生産性向上委員会の設置が義務づけられております。この設置により職員の負担軽減を願う一方で、介護サービスの特性を踏まえると生産性の向上や効率化はなじみにくいのではないかと、高齢者施設などの介護現場がその役割を果たし要介護高齢者の生活を支え続けることは重要な課題であることから、利用者へのサービス提供へ影響を及ぼすことなく配慮しながら行政として支援を進める必要があると捉えます。

そこで、高齢者施設等における生産性向上の取組への本市の支援内容とどのようなことに配慮しながら進めていくのか、副市長に伺います。

次に、市第164号議案横浜文化体育館再整備事業契約の変更について伺います。

今回の契約変更議案は、平成29年12月に契約したPFI事業契約に基づき昨今の長期金利の上昇を受け市が負担すべき費用を増額するものであり、この4月に開館を控える横浜BUNTAIは事業総額約340億円という大規模な事業であり、令和2年7月に先行して開館した横浜武道館とともに関内関外地区のにぎわい創出に貢献する施設として市民の期待が高まっているところです。そのほかにPFI事業として整備されたものだと最近ですと本牧市民プールが昨年7月に開館をし、多くの市民が来場しにぎわいを取り戻しております。

今後、横浜BUNTAIが長期にわたり有効活用が期待される施設として事業の進め方などを確認をいたしますが、そこで、横浜文化体育館再整備事業をPFIで進めた成果と所感について市長に伺います。

PFI事業は建設だけではなく運営も長期間にわたり同一事業者が担うもので、今回でいえば契約期間は令和21年までです。民間のノウハウが効果的に発揮をされ利用者の目線にかなう公共サービスが提供されることは望ましいと思う一方で、質の高いサービスを将来にわたり継続的に維持向上していくことは必ずしも順調に進むとは言い難いため、定期的な利用者分析など事業の効果検証などを図っていくべきと捉えます。

そこで、横浜文化体育館再整備事業において良質なサービスを将来にわたって維持向上していくための取組について副市長に伺います。

本市では現在13件のPFI事業に取り組んでいるところですが、昨今の金利上昇に加え原材料費等の物価高騰などの社会情勢の急速な変化により事業環境が大きく変化していると認識をしております。変化の将来予測は難しいものですが、PFIの事業効果を最大限発揮をすべく必要な対策を講じながら進めていくべきと捉えます。

そこで、金利上昇など社会情勢が変化する中でもPFI事業を着実に進められるよう取り

組むべきと考えますが、見解を副市長に伺います。

以上で、本市で選択されたPFI事業がそれぞれ長期にわたって効果を十分発揮できるよう取り組んでいただくことを求めまして、日本維新の会横浜市議員団を代表しての質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬之間康浩君）山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君）いそべ議員の御質問にお答えいたします。

市第158号議案について御質問をいただきました。

医療型児童発達支援と児童発達支援の人員、設備基準等の区分の一元化により期待される効果についてですが、本市の地域療育センターでは、これまで医療型児童発達支援と児童発達支援の2つの事業を行ってまいりました。国基準の改正に合わせて本市条例においても2つの事業の一元化を行いますが、地域療育センターでは引き続き児童の障害の状況や年齢などに応じたクラスを設定し、また、必要な専門職の配置を継続してきめ細かに療育を実施するため提供するサービス内容に変更は生じません。

市第159号議案について御質問をいただきました。

就労選択支援が創設されることについての受け止めではありますが、就労選択支援は障害のある方が就労先や働き方を考える際に適切な選択をするための大変重要なサービスであると考えております。御本人が専門の相談員から強みや特性を踏まえた助言を受けることで希望や適性に合った就労先につながることを期待されます。本市としても障害のある方が力を発揮して活躍ができるようこの事業をしっかりと進めていきたいと考えております。

市第164号議案について御質問をいただきました。

横浜文化体育館再整備事業をPFIで進めた成果と所感についてであります。PFI事業を導入する際の定量的評価では、市が直接整備する場合と比べまして約10億円の価値向上の効果が確認されております。また、事業費を分割払いとすることで財政負担の平準化にも寄与しております。まちの新たなにぎわいの創出や経済の活性化に寄与する拠点を民間事業者のノウハウを取り入れ効率的に整備ができたということは大きな成果であると考えております。

以上、いそべ議員の御質問に御答弁を申し上げます。

残りの御質問につきましては副市長から答弁をいたします。

○議長（瀬之間康浩君）城副市長。

〔副市長 城博俊君登壇〕

○副市長（城博俊君）市第158号議案から市第160号議案について御質問をいただきました。

施設等におけるICT化の進捗状況ですが、過去の改正において福祉施設における各種会

議をウェブで開催することができるようになったため効率的な情報共有が可能となりました。また、特別養護老人ホームにおいてタブレットを活用して利用者情報が職員間で共有されるなどICT化の活用が進んでおります。これらの取組によりまして福祉施設における時間の有効活用や職員の負担軽減につながっているものと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の反映ですが、今回の改正では、高齢者施設と協定を結ぶ協力医療機関に対し、施設からの依頼により診療体制を確保するなどの具体的な要件が定められました。また、新興感染症発生時に施設入所者の診療等を迅速に行えるよう、あらかじめ感染者の診療等を行う医療機関と発生時における対応を取り決めることが努力義務となっています。

市第158号議案について御質問をいただきました。

管理者の専従要件緩和によるサービスの質への影響及び質の確保についてですが、今回の要件緩和は職員及び業務の一元的な管理指揮命令を行う管理者としての責務が果たせることを条件としております。また、事業所には管理者とは別に常勤専任の児童発達支援管理責任者が常駐することからサービスの質に影響はないものと考えています。また、人材の効率的な配置により安定的な事業所運営が可能になることでサービスの拡充につながるものと考えています。

市第160号議案について御質問をいただきました。

生産性向上の取組への本市の支援内容と配慮すべき事項ですが、介護ロボットや見守りセンサーなどのICT機器の活用や介護助手の導入促進に向けてモデル事業所を選定し課題整理や解決手法の提案などの伴走支援を行います。その上で優れた事例を市内の高齢者施設へ横展開し施設における生産性の向上へとつなげてまいります。また、生産性向上の取組が業務の効率化だけを目的とするのではなく、利用者へのサービスの質の向上につながるよう施設ごとの状況に応じてきめ細かく支援してまいります。

市第164号議案について御質問をいただきました。

横浜文化体育館再整備事業において良質なサービスを維持向上していくための取組ですが、利用者に寄り添った運営に向けモニタリング制度を導入し、定期的に事業実績や課題の検証を行います。また、利用者や興行主への貸出しだけでなく、PFI事業者による独自事業や横浜武道館など近隣施設と連携したイベントの実施など多くの皆様に楽しんでいただける事業展開を目指してまいります。

金利上昇など社会情勢の変化に即したPFIの推進ですが、金利上昇や物価高騰は行政と事業者のリスク分担に大きな影響を与えるため施設引渡し時などにおいて契約変更を行うなど適切な対応を行ってまいりました。近年の急激な変動に対しては国でもさらなる対応策の議論が進められておりますので、国の動向を踏まえ本市としても適切な対応を図ってまいります。

以上、御答弁を申し上げます。